

説明項目

○差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例に基づく「助言」

質疑事項

○説明項目に関する質疑

説明項目

（知事）遅い時間に恐縮です。それでは今から臨時の会見を開かせていただきたいと思います。今日の会見の中身でありますけれども、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例、略称、差別解消条例と言いますが、それに基づく助言、これを17時15分に発出をいたしましたので、この中身についての会見でございます。この中身につきましては、助言はお手元にいつているかと思います。かなり長い文章であります。私の方から通常よりも長い時間で、20分前後になるかと思いますが、ご説明を申し上げたいというふうに思います。その後、ご質問を受け付けるという形でございますが、まず、助言の中身のところで目次見ていただきたいと思います。はじめに、ここを読んでいただくと、今回の論点が分かるようになりますが、構成を申し上げたいと思います。はじめにというところで全体を押さえた書き方をしておるつもりであります。そして、今までの経緯、これは表の形で記載をさせていただいています。そして、今回の議論に通じる検討の背景につきましても詳細に説明をしております。それからこの条例に基づく申し立て、助言をしてほしいという申し立てがございました。その内容について記載をしています。5番目としましては、そのアンケートを実施した担当部、この主張を載せておまして、6番目、8月の3日でございますが、この件に関しましては、差別解消調整委員会に諮問をいたしております。その答申を載せております。そして7番目、法律の専門家であります有識者に、今回のアンケートについてどういうふうに考えるか、その見解を聴取をしておりますので、その中身を載せております。回答を載せておるところです。さらには、アンケートの結果分析を依頼した、統計あるいは心理学の専門家がおられますが、そのご指摘につきましても記載をしています。それを受けて、私ども、この条例に基づく助言を出すということで、その助言を最終的な最後のところに載せております。大切なことは、冷静な議論をする必要が当然ありますし、法的な検討をしっかりと加えるということでございます。助言の内容に入ります前に、県として今回の助言を出すにあたっての前提的な考え方をまとめておりますので、それをご説明を最初にさせていただきたいと思います。今回、国籍要件の見直しを検討しようということで議論を始めたところでございますが、この目的は、大切な県民の情報、この漏えいを防止をするということでもあります。どんな情報があるのかということですが、例えば、県が保有している県民の皆さんの情報で言うと、納税に関する情報、あるいは本籍地に関する情報、もしくは住民、現在の住所に関する情報などの一般的に言われています個人情報というのがございます。さらには農水産業の種苗、種であるとか苗であるとか、そうした情報もございます。さらに、橋やダムなどの重要な土木に関する構造情報もございます。それから、政府要人でありますとか、あるいは皇族の方々

などがどう動かれるかという、動線と言いますけれども、その情報もございます。また最近ではUSBなどによりますウイルスの感染リスクもございまして、それをどう防止するかということも大事な検討項目であります。そういう意味で申し上げますと、今申し上げたような県民の大切な情報、保護をするべき法益、利益のことですけれども、それが人権以外にあるという意味では、この判断は簡単なものではないと我々は考えておりまして、検討を加えてきたところであります。そのきっかけは、国際情勢の変化、後ほど説明資料の中にも入っておりますけれども、ある外国がその国に住む国民だけではなくて、外に住んでいる国民、日本に住んでいるその国の人に対しても、その国が必要と認める情報を聴取をする、そうした義務、聞くという、その情報を提供するように求めるという義務を課すという法律が2010年代の半ばに作られました。これが外国政府の情報収集というところですが、それに対して組織を管理しているものとして、先ほど申し上げたような県民の大切な情報が漏れていかにないように、漏えいしないように、それを考える必要があったということであります。我々としては、排外主義であるとか排他主義、これには決して与しません。外国の方に対する差別、中傷、これはあってはならないというふうに思っておりますし、我々としては、それについては厳しく取り締まっていく必要があるだろうと思っております。今回の申し立ての内容でありますけれども、この条例に基づいて、我々が1月26日、今年でありますけど、1月26日に発送しました県民の1万人アンケート、その設問文、外国籍の住民の皆さんに関する部分でありますけど、それが見られないように、今ホームページで見れるようになっておりますが、それを見れないようにするべきである、そういう助言をしてほしいというのが1点目。2点目は、この設問の回答の結果、これはまだ公表していませんが、それを公表せんように助言をすることを求めるというのが2点目。2点の助言についての申し立てがありました。アンケートにつきましては、資料の1に付けております。具体的には1万人アンケートの問16、そしてそれに関する補足の資料であります。先ほど申し上げました中身の構成に関して申し上げますと、それ以外に資料の2ということで、これにつきましては、助言の本文の3番に国籍要件の復活に係る検討の背景というのがございましたが、その背景を分かりやすく年表と、そしてパワーポイントで示したものを資料の2として付けております。そして、本文の6、調整委員会からの答申というものがございまして、これは抜粋版を本文に載せておりますので、資料の3で本体を付けさせていただきます。そして、有識者、法律に関する専門家の考え方、アンケートの文書に対する考え方は資料の4ということで添付をしております。この本文の中にはその抜粋を載せているということでもあります。それから、我々はこの検討、先ほど申し上げましたように、冷静で法的な検討が必要であるというふうに申し上げました。加えて、今まで出されている類似の多くの政府の見解、日本の政府がこの件に関して、国籍の条項に関して、国籍に関してどのように考えているかということ、さらには司法であります、裁判所がどのように考えているかということのも今回の考え方の下敷きにさせていただいております。それについて2点、例をあげさせていただきたいと思います。まず、昭和28年の内閣法制局の政府の法令を担当しているところではありますが、その見解があります。公務員に関する当然の法理として、これは法令の解釈をする部局ではありますが、公務員というものの当然の性格からしてというふうに言ってもいいのかもしれませんが、公権力の行使、許可とか認可などを行う、あるいは強制力を持って法律によって強制され

る行為がさまざまありますが、それを行使をする、あるいは国家意思、これは国家公務員の場合ですけれども、地方の場合は地方の行政府としての意思を決定する。それに携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべきというのが昭和28年の内閣法制局の見解で、これに基づいて今までの日本政府、それから地方政府も同様に対応してきました。さらには、平成17年の1月の最高裁の判決でありますけれども、公権力行使等地方公務員というふうに書いてあります。これは上に書いてある公務員と同じようなものと考えていただいてもいいと思いますが、公権力行使等地方公務員に就任するものとしては、原則として日本の国籍を有する者が就任することを想定されていると見るべきであるということ。そして、日本以外の国家に帰属をしている、これは二重籍もあるかもしれませんが、日本国籍を保有せずに外国籍をお持ちになって日本におられる方もということだと考えておりますが、日本以外の国家に帰属をし、その国家との間でその国民としての権利義務を有する外国の人が公権力行使等地方公務員に就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではないものというべき。なかなか難しい言い方ですけれども、外国籍をお持ちになられた方は、その国との間で、その国が作られた法律をたとえ日本にいても守らなければいけないことがある。そうしますと、そういった方々が公権力を行使するような公務員に就任することは、本来、日本の法体系では想定していないというのが、平成17年の最高裁の判決であります。以上を踏まえまして、今回の条例に基づいて、どのような助言をするかということを考えてきたわけですけれども、助言を考えるにあたっては、条例に基づいて差別解消委員会に諮問をするということになっておりますので、諮問をいたしました。その結果であります。8月3日に差別解消委員会から答申が出されました。答申の詳細な内容は添付をしておりますので、後ほどお読みになっていただきたいと思ひますし、その概要については本文の6に書いてありますので、それをお読みいただければと思ひますけれども、ごく簡単に要約をしますと、過度な一般化、過度な一般化というのは、ある国が法律を作った、それを全ての外国であるかのように考えるのはあまりにも押し広げているという考え方だと思ひていただければと思ひます。それから、過度な一般化であるというふうに調整委員会はおっしゃっておられます。それから、差別解消条例で不当な差別というものが書かれているのですが、その不当な差別に該当するということを、調整委員会としてはその答申の中で記載をされています。従って、この二つで差別と判断をするということを答申にしておられ、加えて、日本国憲法14条に抵触をしている可能性があるというふうに記載をし、さらにアンケート、アンケートの答えを誤って導くようなアンケート文なのではないかということを行っているということでもあります。これに関して、我々としては慎重に検討する。こういった助言を出すかについては慎重に検討する必要があるというふうに考えておりますので、答申以外にも、法律の専門家である有識者のご意見、あるいはアンケート分析をされた専門家のご意見、さらに、県の担当部、これはアンケートした部局ということですが、そこの言い分についても確認をしまして、こういうふうに考えています。後ほど詳しくはご説明しますが、諸外国において法制度の創設というのはコントロールできない。すなわち、その法律を作った国以外の外国が、自分の国でもそういう法律を作るということについては、三重県であるとか日本国がそういった法律を作るべきではないと言って、それを止められるかということ、止めることはできないということでありまして、どの外国でも同様にそういうような法律を作る

可能性はあるということでもあります。それは、国家意思に基づいて行われるので、我々がそれを押しとどめることはできない。それから、これは大事なところなんです、日本国、国と35の都道府県は国籍要件を現在も維持をしています。その国籍要件というのは、特定の国について公務員として採用しないということではなくて、日本と日本以外の国というのを分けておりまして、そういった形での要件を設けているということでもあります。国籍要件を廃止をしているのは、三重県を含めて12の府県である。47都道府県のうちの12の府県だということです。さらに、これは有識者の意見ですけれども、憲法14条との関係ですが、外国籍者の権利を害したり妨げるような効果が今回のアンケートで、直ちに生じるわけではないというふうに考えているということ、我々もそうした考え方に立つものであります。また、今回のアンケート16には補足資料というのを付けております。これは、公平に両方の考え方を載せているというものでありまして、我々はアンケート文章を考える時に両論を書いて、こちらの案、こちらの案、両方から意見を、両方の意見を書いたつもりであります。その判断材料を提示をしているというご意見をいただいております。で、さらには、国籍要件を特定の国、そういった法律を作った国に限定すると、その特定の国に属する人に対する新たな差別、他の人はいいんだけど、その国の人はだめだ。新たな差別になるのではないかという指摘も受けております。結論から申し上げますと、我々はこうした考え方に立って、今回のアンケートについては、差別ではないというふうに考えているところであります。アンケートの経緯でありますけれども、去年の12月の25日に、国籍要件の設問、問い、これを含む1万人アンケートの実施をしますということを発表いたしました。そして、その後、1月19日、これは三重県議会でありますけれども、委員会にこのアンケートの文面、そして追加で付けました補足資料、これを報告をしてございます。そういう意味では、知事部局と言われる我々の執行部と、そして県議会も内容は共有をしているということです。この時に、県議会から、こうしたアンケートについては適切ではないのでやめるべきだということ言われていないということもございます。それから、先ほど申し上げました、条例に基づく助言の申し立てというのが4月8日に行いました。中身は先ほど申し上げたとおりであります。差別解消調整委員会に諮問をしまして、その答申を8月3日に受領したということです。次に、助言の中にございますが、今回の検討の背景につきまして、若干ご説明を申し上げたいと思います。文章の中では年表を使っておりませんが、この添付資料の形でこの年表を付けております。まず、三重県では1999年に国籍条項を、要項を廃止する前には国籍要件が当然あったということです。それを1999年に廃止をしました。現在、廃止してるのは、三重県を含めて12府県。国と35都道府県は廃止をしていないということでもあります。その後、2010年代半ばに、外国で国に情報提供を求める法律というのが作られております。どういう中身か、自国の国民それから国外に住んでいるその国の人に対して情報収集活動に協力をする法的義務を課す、自国に情報を提供すべきだという法律ができております。それから、その前からですけれども、ここに書いてある赤く書いてある部分は、外国の人が、情報漏えいに関して関与した例であります。どういうものがあるかというのは次のページ。これも添付資料に書いてありますけれども、その国の日本国総領事館員への強要ということで、2005年の12月に複数の報道機関で報道されたものでありまして、日本国の総領事館員がある国の公安担当者から、いわゆるハニートラップというふうに使われていますが、女性問題

を材料にして外交機密文書を、情報を横流しせよと言われたようでありますが、それを苦に自殺した案件であります。それからもう一つは、2020年から2023年にかけて、東京都のパスポートセンターで1,920人分のパスポートに関する個人情報、これを付箋に書いて持ち出した事案でありまして、ある外国の職員、この職員が、東京都が委託をしていた事業者に使われていたんですけども、書類送検をされているというもの。そして、工作機械のメーカーの情報漏えい、これは先ほどの国とは違う国ですけども、情報漏えいをせよということで、その営業秘密を漏らしてしまったというものであります。今申し上げた赤く書いてあるところであります。もう一つは、最近では陸上自衛隊で、これも一部報道にありましたが、陸上自衛隊で外国由来のウイルスに感染したUSB、これを使用したということもございました。それらにつきまして、日本国政府も、対応を強化している部分がこの青いところであります。外務省で、先ほどの東京都のパスポートセンターの対応に関しまして、パスポートの事務を民間に委託する場合には、日本国籍保有者に限るべきだという通知を2023年に出しております。これは、日本国籍者と外国籍者との区別をした対応です。そして、経済産業省に関しましては、先ほどのメーカーの機密情報漏えいなどに関しまして、重要情報を扱う部署への配属について注意をするべきだということを企業に対して発出をしまして、外国政府の情報収集活動に協力する法的義務を有するようなものについては、そういったものがあれば、配属に関して適性を確認すべきだということ。そして、総務省は、地方自治体によるIT機器の調達、これはネガティブリストではなくて、ポジティブリストであります。ここの製品を買うべきであるということを情報漏えいを防止するために行うということでもあります。こういった対応を国が取っているということなども検討の背景にあります。そして、先ほども概要申し上げましたけれども、調整委員会からの答申、大きくポイントが四つあります。一つは、過度な一般化。ある国についての対応を全ての外国に広げているのではないかということをおっしゃいます。これに関しては、私どもが考え方を聴取した有識者、その言い方ではありますが、アンケートに関して、アンケートの文面は、外国の人全体に一般的に情報漏えいがある、リスクがあるとまでは言うてはいないと。そして、制度上のリスク、分かりにくいかもしれませんが、ある国がそういったことを制度として作った、そうすると情報漏えいが起こる可能性があるという、その可能性のリスクを述べたものに過ぎない。そして、アンケートを実施した県の担当部、これは先ほど申し上げましたので省略、簡単に申し上げますけれども、その国だけではなくて、他の外国も、その国がそういった情報を聴取するような法律義務を有した法律を作ることとは否定できない。我々ではコントロールできないんだということでもあります。さらに、外務省の措置であります。パスポートの事務は日本国籍者に限るように求めているということでありまして、外国の制度が情報漏えいリスクの要因になり得ることは、国においても共有されているだろうという担当部の主張がございました。次、条例に規定をしております不当な差別に該当するかどうかでありますけれども、弁護士、有識者からは、今回の国籍要件の見直し検討、これを行うためのアンケートは意識調査であり、外国の人に特定の危険性があるというような趣旨ではない。そして、外国の方の権利を害したり、妨げるような効果はないということをおっしゃいます。憲法14条、平等原則であります。法の下での平等というものであり、全ての国民は法の下に平等だということではありますが、憲法14条に抵触をしている可能性があるということをお答申

ではおっしゃっておられます。それに対して、私どもが意見を聞きました弁護士、有識者は、今回、外国籍住民の法的な権利義務に影響を及ぼすものではない、アンケートが、というふうに言い、さらに、公務員の任用においては、日本国籍者と外国籍者を区別することは制度上予定されている、先ほどの内閣法制局の見解でありますとか、最高裁の判例を挙げてこういうことが考えられるということ。従って、憲法14条に抵触をするものではないというふうに判断をしておられます。論点の4、誤導、アンケートの文章が誤った答えに導くのではないかという指摘も答申ではなされているところでありますが、補足の資料、これは問16に付け加えて、アンケートの書類に加えて出させていただいている資料ですが、これは国籍要件を廃止するか、あるいは継続するか、両方の判断材料を示していて、一方に偏ったものではないということを有識者としては判断をしている。加えて、アンケート分析を、今依頼をしている専門家、心理学、統計学の専門家がおりますが、その方々もこの質問、補足資料については比較的公平に情報を提示しているという印象を受けるということ。それから、これは本文を見ていただくと、実は自由意見を書いていたことになっていますが、その書かれた自由意見を見ると、肯定派も否定派も明確な意思を持って選択していることがうかがえるというふうにおっしゃっておられる専門家もおられる。このことから、誤導ではないんだろうと思っております。以上を受けまして、我々の助言ですが、これは助言の9番というところをご覧になっていただければと思います。もう少し詳しく書いています。先ほど申し上げましたとおり、私どもは、質問文は不当な差別に当たるものではないというふうに考えているところでありまして、非公表を求められておりますが、また、答申は非公表とすべきであるというふうに言われておりますが、非公表とすることは適切でないというふうに考えております。答申の指摘をいただいておりますので、ただしということではありますが、この問いの意図、どうしてこういうことを作ったのか、問いを。そして、公務員採用に関する法制度はどういうものがあるのか、丁寧な説明を加えないといけないだろうというふうに答申を受けて、我々も考えておりまして、そうした追記をしてもらいたいという助言をアンケート担当部局に出しております。それから、もう一つの助言であります。回答結果、これまだ公表はしておりません。公表すべきでないという申し立て、そういった助言をしてほしいという申し立てがありましたが、先ほどの部分と同様に、不当な差別に当たるものではないと我々は判断をしておりますので、また、県民の知る権利というのもありまして、それも考慮して公表をするものと思っております。ただし、丁寧な説明を加えるという工夫が必要だという助言を、アンケートの担当部局にしたところでございます。長くなって恐縮でございますけれども、以上が、私どもが本日出しました助言の中身でございます。また、答申、それと、それに伴って行われる行政行為あるいは行政指導、これが異なるのは違和感があると思われる可能性があらうかと思えます。これにつきましては、実は総務省の行政不服審査データベースというのがございまして、それを見ていただくと分かるんですが、答申と異なった裁決、判断をした例というのが載っております。2017年に福岡で出されたり、2019年で鳥取で、2020年で滋賀で、2021年では伊丹市とか三重県、奈良県、2023年では大阪、2025年特許庁などなど、答申と異なる行為、指導などを行った例というのは、これが見ることができるといってございます。付随的な情報も申し上げましたけれども、以上、私からの助言に関する説明であります。

説明項目に関する質疑

○差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例に基づく「助言」

（記者）今回助言を出されて改めて伺いたいんですが、県民アンケートの設問１６の公表時期を教えてください。

（知事）結果ですか。

（記者）結果の公表時期を。

（知事）結果ですね。はい。これは今検討しているところでございますので、その検討結果を受けて公表をすることになるというふうに思っております。まだ確定しておりません。

（記者）県の国籍要件に関する最終判断と同じタイミングで出すという認識でよろしいですか。

（知事）はい、私どもはそれが適切であろうというふうに思っております。

（記者）以前、７月、８月は厳しいというお話されてましたが、公表は９月以降ということも変わらないですか。

（知事）そうですね。現段階においては、９月以降、場合によると１０月、１１月というような形になるだろうというふうには思っております。

（記者）諮問機関の調整委員会の方には、今回の助言の内容は既に伝えられましたか。

（知事）これは。

（環境生活部）詳細の助言内容については伝えていないんですけれども、答申の判断とは異なる方向で助言をするということは伝えてあります。

（知事）このタイミングではまだということでありますけど、お伝えをするのが適切であるというふうに思っておりますので、今後お伝えをすることになります。

（記者）今回、諮問機関である調整委員会が有識者の方で、県が見解を求めた弁護士や大学教授も同じく有識者だと思うんですけど、それぞれ設問文の捉え方が異なっていて、どうしてこういうことが起こったのか、知事はどういうふうに考えられていますか。

（知事）これは非常に難しい話。もともとこの案件が難しいもので、いろんな考え方があるんだろうと思います。これを、例えばアンケートをお読みになった県民の皆さんもいろんな考え方をお持ちになるんじゃないかと思いますが、最初のところで申し上げましたけれども、県民の情報、あるいはVIPの動線とか、あるいは重要な土木情報、漏れてはいけない情報というのは県は保有をしているわけでありまして、それを保護して漏らさないという利益がございます。それが人権以外にあるということで、その判断は簡単なものではない。だから、さまざまな考え方がある。その際に大事なものは、今までの国の考え方でありまして、法律にどう規定してあるかということであるとか、あるいは司法が今までどういう、裁判所がどういう判決を出してきたのか、それが日本政府の考え方、あるいは

は日本国民の考え方だということで、それを踏まえて答えを出していくということだと思います。それは、差別解消委員会も同じ考え方で答えを出してこられたんですけども、弁護士、有識者の方々との考え方は異なっているという結果になったということだと思います。

（記者）最後に１点よろしいですか。

（知事）はい。

（記者）１５ページの助言で、丁寧な説明を加えるとありますけど、これは設問１６を知事が公表する時には何か紙ベースで補足される考えですか。それとも今日のこの会見がその丁寧な説明に当たるということですか。

（知事）これは、今日の会見が全ての人をご覧になるというふうには思っておりませんので、既に設問についてはホームページで公表しています。そのホームページをご覧になれる方が、設問を見るのと同時に、法制度でありますとか、この設問の意図についてしっかりとご理解をいただけるように、その説明をホームページの問いにも加えるという趣旨、考え方であります。

（記者）関連なんですけれども、アンケートの公表時期に関して、最終的な判断と同じタイミングとする理由というか意図というか、どうして同じタイミングでアンケートについても公表するかっていうのは何か理由としてあるんでしょうか。

（知事）私も、アンケートについての答え、回答につきましては、実は先ほども中で申し上げましたが、統計的に分析をする必要があったり、それから心理学者の考え方も確認をして、する必要があるというふうに思っています。そのアンケートの答えは、私どもが最終的に判断をする国籍条項をどうするかというのは非常に密接に関係しているものでもあります。アンケートの答えだけを先に公表するということになると、混乱を生じる可能性もあるというふうに考えていますので、あわせて我々は公表することを考えているところであります。

（記者）昨日、調整委員会の意見を聞かないってことは、別に条例違反ではないっていうことをお話しされてたと思うんですけども、でしたら調整委員会っていうのは、どのような立場であると知事は認識されていますでしょうか。一応、調整委員会が意見をして、調整委員会のほうでは差別という結論が出たと思うんですけども、そこに対しての調整委員会の位置づけというか、そこについて改めて教えてください。

（知事）条例の１４条をご覧いただければお分かりになると思いますけれども、我々は専門家である、条例上の専門家である調整委員会に諮問をし、そして意見をいただきます。答申ですね。それを基にして、参考として、我々は最終的には行政指導である助言を出す、今回助言を出したわけですが、そういう位置づけであると、条例上ですね。それ以外の考え方を聴取してはいけないというわけでもありません。冒頭申し上げましたように、この案件は非常に難しい。県民の情報、情報あるいは種苗の情報だとか、あるいはVIP動線だとか、漏れては困るような情報、それをどうやって保護するかということとも関連する

ものでありますので、従って、他の法律の専門家、あるいは統計分析の専門家の意見も聞いて、そして最終的に我々は判断をするということでもあります。

（記者）委員会の方で、県の方からVIP動線だとか、そういった情報漏えいのリスクっていうのを説明する時間というか、話し合う時間というのはあったんでしょうか。

（知事）私の方ではそういうふうな説明をする時間はあったというふうに聞いております。この中にも書いてありますけれども、アンケートの実施した担当部の主張としてそういったこととお話をしたということは聞いております。

（記者）その担当部の方と委員会の方が話されて、それでもなお、多分委員会の方には差別だと、当たるといふふうに多分認識されたと思うんですけども、そこに関しては知事としてはどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

（知事）それぞれの考え方は、先ほども申し上げたとおり、さまざまあるというふうに思っています。解消委員会の方々がそのように受け取られたということだと思っていまして、私どもの方では、それ以外の、例えば担当部の言い分、それから有識者、法律の有識者の考え方、それらを踏まえて、今回の助言においては、助言の前提として差別ではないという判断をさせていただいたところです。

（記者）法律事務所の意見書が載っていると思うんですけども、何でこの法律事務所を選ばれたとか、その理由がもしありましたら教えていただけたら。

（知事）これは今回の助言の中にも書いてございますけれども、この事務所は今まで類いの、数多くの行政訴訟に携わった経験がおありになるということ、それから行政実務に精通しているということも私ども存じておるところでありまして、今回の案件に関しても知見、いろんな知識を持っておられるところだということで、ここの意見を聴取をさせていただいたところでもあります。

（記者）幅広い意見を取るのであれば、多分複数の法律事務所に聞くという手もあったと思うんですけど、1カ所にした理由というか、もしそこがありましたら教えていただきたいと思います。

（知事）おっしゃる通りで、世の中にはたくさんの法律事務所があります。その法律事務所全てに意見を聞くというのはなかなか難しいところだと思います。この今回の助言を受けて、いろんな法律事務所がいろんなご意見をおっしゃるだろうというふうに思います。そういった形で日本においてさまざまな議論がなされるというのは重要なことだと思いますが、我々としては、申し立てを受けて、助言をそんなに遅くないタイミングでやはり出すべきだというふうに思っておりますので、こういった形をとらせていただいております。

（記者）知事としては、一番、何て言うんですか、精通していると思われる事務所にということ。

（知事）そうですね。

（記者）助言ってというのは、知事が考えられたのか、どなたが考えられたというのか、どこで考えられたんですか、助言というのは。知事が知事に出すというのが、公平性というかそこが難しいのかなというふうに思うんですけども。

（知事）まずこれをご覧になられて違和感をお持ちになるのは、知事が知事に出すと。これはもともとの条例がそういう立て付け、構造になっていますので、これは知事が知事に出すということではありますが、多くの、例えば許可とか認可とか、あるいは今回はこれ行政指導ですけども、行政指導文書においては、三重県庁が出すときは三重県知事の名称、名前で出します。しかし、知事が一人で全部考えるわけではないのは皆さんおわかりのとおりでありまして、担当部があり、そしてそれ以外の関係部があり、そこで議論をし、当然私も入る時もありますし、入らない時もあります。その結果、この助言ができたというもので、それは他の民間会社であるとか、他の行政機関と同じようなやり方で作ってきたということです。

（記者）担当部ってというのは、具体的に人権課とか環境生活部とか、そこら辺になるんですか。

（知事）今回の助言に関する担当部は環境生活部ということになります。関係部という意味では、全体、これは全ての案件について関係をしています、総務部というところで議論をして作り上げてきたというものです。

（記者）大まかな助言は一応環境生活部が作って、総務部でも考えたっていう感じになると。

（知事）それはどちらでどういうふうに考えたかというのはよく分かりませんが、担当部としては環境生活部があり、そして関係部としては総務部があるということですね。もう一つ言うと、そのアンケートを実施した担当部というのはありますが、今回の助言に関して言うと、先ほど申し上げました環境生活部と、そして総務部ということです。

（記者）今回は、答申に反する助言をしたことによって、知事自らが差別解消条例の効果を損なうことになったと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

（知事）助言の内容は我々行政庁が判断をし、それも先ほど申し上げたように、慎重に、そして今までの日本国の考え方、法制度に基づいて論理的に考えて助言をさせていただく、いただいたものでありますので、決して条例の効果を損なうものであるとは考えておりません。条例は、常にその行為、ある行為が差別だということを定めるための条例ではありません。差別かどうかについても判断をし、それもこれも差別をしたと言われる人の人権にも配慮しなきゃいけないのは当然でありまして、それを考えながら結論を出すものでありますので、差別をしたという結果でないということをもってこの条例の効果を減殺している、あるいは損なっているということではないと考えています。

（記者）2点伺います。助言のところでマル1、マル2といただいておりますけども、アンケートの取り扱いに関する助言では、答申の指摘を踏まえ、丁寧な説明を加える工夫が必要とありまして。

(知事) すみません、今おっしゃっておられるのはパワポの資料でおっしゃっている。

(記者) パワポの資料。

(知事) 何ページでしょうか。

(記者) 13ページ。

(知事) 13ページ、はい。助言の1ですね。

(記者) はい。13ページの方では、答申の指摘を踏まえて丁寧な説明を加える工夫が必要とありまして、14ページの方ではそういった踏まえ文というものがなくて、説明を加えることが必要とあるんですけども、判断が分かれているのか、単純に表現の問題なのかをまず伺います。

(知事) そこはやや表現の問題ということで考えていただいても結構であります、答申に関しましては人権を尊重すべきだということが言われております。これは後ほど答申を読んでいただければお分かりになると思います。それを我々も踏まえまして、丁寧な説明を加えるということを、アンケート、現行ホームページを公開しているアンケートについては、助言をしたわけでありまして。同様に、今後回答結果を示していくことになるのと我々は考えていますけれども、それについても丁寧な説明を加える必要があるというのは、先ほどの設問文についての考え方と同様ですね。

(記者) 設問文について、答申において指摘があったので、アンケート結果についても同様に対応すべきだという結論に至ったと。

(知事) はい。

(記者) この答申が出た後に、法律の専門家などにお話を聞かれたと思うんですけど、これはもともと予定されていたものなんでしょうか。

(知事) そうですね。我々としては慎重を期すという意味で、さまざまな法律の専門家、答申を作られた差別解消条例の方以外にも確認をしたいというふうに思っていました。

(記者) ちょっとうがった見方をすると、例えば後から他の専門家に聞くというのは、例えば望まない答申が出たからじゃないかなどと思われる可能性もあると思うんですけども、そういうことではない。

(知事) ではなくて、先ほど申し上げましたように、これは非常に難しいと言いますか、さまざまな論点があるものでありますので、従って、差別解消委員会から出された答申は一つの考え方、そして法律の実務家の意見というのも一つの考え方、アンケート分析を行う統計の専門家の考え方のも一つの考え方ということで、我々はそれらを総合的に判断をしまして、助言を作らせていただいています。

(記者) この今回みたいに、この諮問委員会の答申があっても、追加で他の専門家に聞くというのはよくあることなんでしょうか。

（知事）それはケースごとに違うと思います。今ご質問いただいた件に関して申し上げますと、説明の最後に付け加えましたけれども、答申と異なる行政の判断をした例というのをいくつか申し上げました。これは総務省なのかな、行政不服ですかね。総務省の行政不服審査のデータベースに我々はアクセスできるので、そこで調べたものであります。これ、今申し上げたものよりもう少し多いものがあるようですが、異なる結果を出したものはあるということでもあります。その時に、外部の有識者に聞いている例もあるだろうと思いますし、そうじゃなくて、その行政庁だけの判断で、答申はもらったけれども違う結果を出すというふうにしている例もあるだろうと思います。我々も、今回、差別解消委員会からいただいた答申に対して、行政庁の中だけで判断するというやり方もあったとは思いますが、やはり法律の専門家、それから主に、そうですね、最高裁の判例もありますし、その判例の考え方についても確認をする必要があるだろうとも思っていて、今回は確認をさせていただいたというものです。

（記者）これまで三重県でも同じように諮問した委員会以外にいろんな専門家に聞かれたという実績というか、そういうのは。

（知事）そこはあまり承知していないですね。はい。

（記者）ちょっと昨日と同じ質問をしますが、今回、助言は別に、助言、説示、あっせんは、行政指導自体は絶対やらなければいけないものではないと、条例上は。そうであるならば、この選択肢をとらないという方法も、やり方もあったのではないかなと思うんですけども、改めて今回、助言をした理由と、それと調整委の、その上で調整委の答申を踏まえなかった理由というのは、そのあたりについてお聞かせください。

（知事）後者につきましては先ほどからお答え申し上げますので、非常に難しい問題、案件であるということで、さまざまな方の意見を聞き、我々として判断をしたということですが、助言をすることにしました。これは差別解消条例をお読みになっていただければとは思いますが。見ていただければ分かるかもしれませんが。これは分かると思いますが、助言することが適切でない場合は、助言をしないことがあり得るということです。従って、本則的には、本則とありますが、原則としては助言をするというふうに考えるのが適切であろうと思っております。今回助言をしない理由というのは特に私たちはないと思っておりますので、助言をするということにしたものです。

（記者）助言の文面の中にもですね、設問と補足資料の文面が、外国籍住民に対する誤った認識を県民に与えるとの指摘があるというような文章書いてありますね。

（知事）おっしゃっておられるのは本体ですか。

（記者）15ページから。

（知事）何ページ。

（記者）15ページから最後のページ。

（知事）15ページ。

（記者）そういった誤った認識を与えるとの指摘があることから、この助言に書いてあるんですけども、知事としてもやっぱりそういった誤った認識を県民に与えるっていうような思いがあって助言してるっていう認識ですか。ご自身の助言ですから。

（知事）これは答申、知事としての助言ですので、これ答申には、誤った認識を県民に与えているというご指摘があります。私どもとしては、先ほどからご説明しているように、決して差別ではないと思っていますし、誤解を与えるということはないだろうというふうに判断をしています。答申の中でそういうふうにかかれていたということであれば、念を入れる必要があるというふうに考えておりまして、丁寧な説明を加えるような助言をするということにさせていただきました。

（記者）そうすると、本心では誤解は与えないというふうに思っているけれども、そういう指摘があるからというのが理由になっているってことですか。

（知事）本心ではというか、我々の行政庁、三重県庁としての認識では、誤った認識を与えるということはないだろうというふうには思っています。ただ、与えているという指摘があるということについて踏まえる必要があると考えておりますので、丁寧な説明をするような助言をしているということですね。

（記者）話戻りますけど、差別ではないというふうにご判断された理由いくつか挙げていただきましたけど、その中で最も大きな理由といいますか、重要な理由っていうのはいくつかあると思いますけど、あえて挙げていただけますか。

（知事）これはパワーポイントの資料の4ページを見ていただければお分かりになると思いますが、詳細なものについては9ページです。今回の答申の中で、ある国が情報漏えいの義務を課す、あるいは情報を提供する義務を課す法律を作ったということをもって外国籍の人、一般にそういったことを押し広げているということをご指摘をされました。それが過度な一般化ということなんですけれども、過度な一般化については、我が国と異なる国家意思、日本ではコントロールできない、三重県でも当然コントロールできない意思で法律を作られてしまうので、外国という意味では全ての外国というのはその可能性があるということ、また、外国籍者に対して何らかの差別をするということは全くなくて、制度上、情報漏えいのリスクが起り得るということを述べているというのがこのアンケートの質問文でありますので、過度な一般化ということはないのであろうと。従って、差別ではないという判断をしたわけであります。

（記者）過度な一般化ではないというところが一番大きな理由ですね。

（知事）そういうことですね。

（記者）多分その、外国の方の権利を妨げるようなことではないというのが、何かインターネットで中継もされてますしね、一般の方には分かりやすい理由なのかなと思います。

（知事）それもありますね。

(記者) そこではなくて、過度な一般化をしていない。ここが県としては一番という。

(知事) 不当な差別というのは二つ要件があって、権利を害したり妨げているというところ、それもないと思っています。

(記者) 知事、冒頭の説明の中で外国人差別はしてはいけないし、厳しく取り締まるという、そういう言い方をされていたと思うんですけども、今後そういうのがあった場合、それはこの差別解消条例で取り締まるという理解でよろしいですか。

(知事) はい。可能な限りこの条例の運用で対応できるのは対応していきたいと思っていますし、それ以外であっても法令に、例えば刑法に触れるものであれば刑法で取り締まりをするように我々は告発をしていきます。それ以外に行政指導という手段もあろうかと思っておりますので、それについてはしっかりと対応していきたいと思っています。

(記者) そういう意味でと言ってはちょっとおかしいかもしれませんが、今回の一件で調整委が答申をまとめても県が独自に解釈して、それについて説示を行うという前例を作る。

(知事) 助言ですね。

(記者) すみません。助言をする前例を作った、できたわけで、そうすると将来にわたって同じようなものがされる、で条例が形骸化するんじゃないかという指摘もあるんですけども、それについてはどのようにお考えですか。

(知事) これは先ほど記者さんの質問にお答えしたのと同じものです。この条例については助言をすると、適切な法的な判断をし助言をするというものですから、この条例の趣旨を没却しているというものではないと考えておりますし、今後、別の事案が出てきた場合にこの条例に基づいて対応していくのは当然のことであります。

(記者) 今後いつこの条例の申し立てが次また出るかは分かりませんし、その時どなたが知事をやっているかも分かりませんけれども、もしかしたら人によっては恣意的な運用をする可能性とか当然出てくる可能性もあるのかなと思うんですけど、そうしないためには何が必要ですかね。

(知事) 公的機関が法律あるいは条例の恣意的な運用というのは行われたいというふうに考えています。慎重な判断をするのは必要でありますので、何が必要かということであれば、客観的で冷静で、そして法的な検討をしっかりと加えていく、慎重な判断をするということだと思いますね。

(記者) 今の質問に付け加えるんですけども、知事が知事に助言を、助言なり説示なり斡旋なり何かしら行うっていうのは極めて、なんて言うんですかね、異例な構図になっていて、知事がなんかこう、なんて言うんですかね、自分のいいようにやっぱ使えてしまう可能性があるというか、その仕組みというか、このチェック機能っていうのに問題があるという観点から、問題があると見られかねないかもしれないんですけど、それについてはどのように認識し、報道について。

(知事) 今回の条例は議定条例ということで、我々が定めたものではなくて、三重県議会、議会でお作りになられた条例であります。従いまして、その構造について我々がどうこうということはなかなか申し上げられないわけでありましてけれども、ご質問いただいたように恣意的になってはいけないということを我々は考えていまして、従って、法律の専門家でありまして統計学の専門家でありまして意見をお伺いをして、我々としては慎重に判断をしたつもりですね。

(記者) 将来、例えば議会でこの条例の仕組みを変えるべきだとか、そのように思ったりはしますか。知事自体は。

(知事) 議会でご議論される可能性はあると思いますね。

(記者) 不当な差別に当たらないという助言を知事は出されたわけですが、実際、申立人の方が外国人差別に当たると思っていて、そこに対して申立人の方に知事はこれからのように対応すべきだなというふうにお思いでしょうか。

(知事) 申立人の方にはしかるべきタイミングで今回の助言の内容についてご説明をするということになると思います。

(記者) 知事自ら説明されたりとか、そういった機会は。

(知事) それは通常ないと思います。私、それを全ての知事が、国務大臣が全てやってるかというということはないと思いますので、それぞれの担当部が対応するということになると思います。

(記者) 助言っていうのは私の認識だと、こうすべきだという、例えば何かを良くするためのアドバイスとか、そのように認識しているんですけども、この中だと知事の言う助言っていうのは、アンケートに丁寧な説明を加えるということが助言に当たる感じなんですか。

(知事) 先ほど申し上げたように、これは行政行為という許可とか認可というようなある権利を形成するというようなものではなくて、行政指導と言われる、こういうふうにする方が望ましい、こういうふうにするべきであるとか考えるというものの一環でありますので、丁寧な説明を加えるといった工夫をするべきだというのが助言ですね。

(記者) これによって、例えば今、知事が表明されてから例えばヘイトスピーチだとかSNSとかで外国人差別が助長されたっていう声もあるかと思うんですけどもそれについて知事はどのようにお考えでしょうか。

(知事) ヘイトスピーチに関していうと、日本国には法律がありヘイトスピーチは禁止されています。それは決してやってはいけないことであり、やった場合には罰則があるというものです。SNSに関してもこれからさまざまな規制が行われると思いますけれども、他人をおとしめるような、非難するようなSNSはやるべきではないと思いますし、将来的にはそれは取り締まられるべきだと。現に今も名誉毀損にあたるようなSNSの書き込みをした場合には取り締まりが行われるというふうに承知しています。

（記者）実際、このアンケートによって、例えば外国人の人にヘイトスピーチが広がってしまっているかもしれない状況についてはどのようにお考えですか。

（知事）その事案について私は承知はしておりませんが、仮にそういったものがあれば厳しく取り締まられるべきだと思います。

（記者）今回の助言に関して、メインは生活環境部（正しくは、「環境生活部」。）ということですが、最終の決定権者みたいな方はいらっしゃるんですか。

（知事）最終の決定権者は知事です。これは皆さんの会社も同じだと思いますが、会社あるいは行政という組織体であれば、最終的な決定権者たる社長がいるとか、担当部がいて、その部が総務部と相談をしながら案を作って、最終的に取締役会にかけて社長が決めているということ、それと同様です。

（記者）今回その知事が知事についていうところですが、実際この助言を作るにあたって知事がどれぐらい手を入れられて、どれぐらい参加されてるかって何か、どれぐらい参加、意見を出されたとかっていうのは。

（知事）答えが非常に難しいご質問でありますけれども、担当の部の中でこの助言案を作り、そして総務部と相談をし、それで我々のところにその助言案が来ると。それについて議論するということですので、いろんな会社で方針を決められると思いますけれども、それと同様のことをしたと思っていただければと。組織に属しておられる方は恐らくお分かりになると思いますけど。

（記者）先ほど条例が形骸化することはないというようなお話があったんですが、やっぱりこう、全国で見ても年に一回あるかないかぐらいの、この答申と助言、行政指導の形が変わるという例で、委員の方にとってはかなり面食らうといえますか、異例なことだと思うんですが、この委員の方に対して助言の内容を今後説明するということだったんですが、何か加えてお話しされるであったりだとか、意見交わされるみたいなことは何か予定されたりしますか。

（知事）担当部の方でそれは話をするということになりますが、ご質問があればそれに対してお答えをするということですね。

（記者）県の側から何か積極的に説明するということは今のところ想定していない。

（知事）どういうお考えを持たれるかによりますが、他の事案でも、例えば情報公開審査会の結論と違う結論を行政庁が行うということですから、それぞれのその審査会なり、あるいは委員会の構成メンバーの方がどういうふうにお考えになるかということによりますので、それに対してあらかじめ我々がこういう説明をしますということを決めているわけではありません。いかがでしょうか、質疑に入りましてからほぼ40分を過ぎておりますが、まだご質問がおありの方お出でになられますでしょうか。

（記者）確認で。

(知事) はい。あと何名。お一人でよろしいですか。よろしいですか。それじゃあどうぞ。

(記者) ちょっと議会への説明のところで確認したいんですけど、2月18日だったかと思いますがけれども、当時の正副議長がこちらに来られて、それで、検討過程を含めてしっかり議会に説明するよという申し入れが確かあったような記憶があるんですけども、今回、そういう意味では、答申と助言というふうな意味で一つ節目なのかなという感じもするし、そこについての説明は今回されましたか。

(知事) 今日ですね、助言をいたしましたので、この助言というのは行政庁の内部、県庁の中での話であります。今後、議会の求めに応じて説明をさせていただくことを考えております。

(記者) 現時点ではまだされていないと。

(知事) 例えば議会。そうですね、正式な委員会の場合とか、そういった場ではまだしておりません。

(記者) 正式なということは非公式ではされている。

(知事) この助言の中身について、この資料に基づいて説明をしているということはございません。これからですね。よろしいですか。はい、どうもありがとうございます。

(記者) 1点だけ確認をさせてください。

(知事) はい、どうぞ。

(記者) 委員の方に構成メンバーによって受け止めが変わるということで、今回の答申と異なる助言によって委員会活動、委員会の議論が萎縮するみたいな結果を招かないんじゃないかというお考えですか。

(知事) はい、それはないと思います。はい。それぞれの専門家の方々でありますのでこれからもご議論を、さまざまな意見を述べていただけるものと考えています。よろしいですか、どうもありがとうございました。長時間にわたりまして会見に参加をいただきましてありがとうございました。